

基山町農業委員会会議録

令和2年4月1日委員会会長は、委員を基山町役場201会議室に招集し委員会議を開催する。

出席者14名 欠席者0名

番 委 員	委 員 氏 名	出 欠	番 委 員	委 員 氏 名	出 欠
1	大 村 廣	出席	8	大 久 保 敏 幸	出席
2	水 田 久 男	出席	9	簗 原 茂 行	出席
3	藤 田 俊 一	出席	10	茂 木 清 三 郎	出席
4	木 原 秀 樹	出席	11	坂 本 勇 一	出席
5	熊 本 富 雄	出席	園部	松 野 孝 敏	出席
6	井 上 忠 雄	出席	宮浦	吉 田 猛	出席
7	酒 井 敏 幸	出席	長野・小倉	舟 木 壽	出席

本会の書記 上田智子

審 議 事 項

第10号議案	農地法第3条の規定による許可申請	4件
第11号議案	農地法第5条の規定による許可申請	1件
第12号議案	農業経営基盤強化促進法の規定による申出	3件
報告第6号	農地法第18条の規定による届出受理報告	1件
その他	盛土届	

審議開始 9時00分

審議終了 10時00分

令和2年4月農業委員会議事録

会 長 あいさつ

議 長

只今から、令和2年第4回定例農業委員会を開催します。本日の会議録署名人は、1番委員と2番委員にお願いします。

早速、審議に入ります。第10号議案農地法第3条の規定による許可申請があったので、許可を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局 第10号議案1番朗読

この件につきましては譲受人の経営規模拡大のため、所有権移転を申請するものです。移転後も田として利用されます。

農地法第3条第2項第1号関係について、譲受人の農地保全に係る農機具の所有状況は問題なく、農作業従事者等の状況についても問題ないことから、すべてを効率的に利用し耕作を行う要件を満たすと考えます。

次に、農地法第3条第2項第4号関係については、譲受人が年間を通して農作業に従事しており、要件を満たしております。

また、農地法第3条第2項第5号関係について、今回の申請農地を含め、耕作する農地の合計面積が21,620㎡となり、下限面積である3反要件を満たしております。

最後に、農地法第3条第2項第7号関係については、譲受人の農地は畑として利用し、周辺農地の農業上の利用には影響を及ぼさず耕作する予定ですので、農作業の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はありません。

場所は、1区園部団地の西側付近の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

5番委員

黒谷に開発の代替地として購入され、農業は家族で耕作されます。問題ないと思われま。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第10号議案1番について許可したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第10号議案1番は、全員一致で許可します。

次に、第10号議案2番について許可申請があったので、許可を求めます。
事務局から説明をお願いします。

事務局 第10号議案2番朗読

この件につきましては譲受人の経営規模拡大のため、所有権移転を申請する
ものです。移転後も田として利用されます。

農地法第3条第2項第1号関係について、譲受人の農地保全に係る農機具の
所有状況は問題なく、農作業従事者等の状況についても問題ないことから、す
べてを効率的に利用し耕作を行う要件を満たすと考えます。

次に、農地法第3条第2項第4号関係については、譲受人が年間を通して農
作業に従事しており、要件を満たしております。

また、農地法第3条第2項第5号関係について、今回の申請農地を含め、耕
作する農地の合計面積が16,906㎡となり、下限面積である3反要件を満たして
おります。

最後に、農地法第3条第2項第7号関係については、譲受人の農地は畑とし
て利用し、周辺農地の農業上の利用には影響を及ぼさず耕作する予定ですので、
農作業の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はありません。

場所は、6区丸林集落センターの南側付近の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

8番委員

圃場にはマコモダケと水稻を作付けされます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第10号議案2番について許
可したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第10号議案2番は、全員一致で許可します。

次に、第10号議案第3番について許可申請があったので、許可を求めます。
事務局から説明をお願いします。

事務局 第10号議案3番朗読

の件につきましては譲受人の生前贈与のため、所有権移転を申請するものです。移転後も田として利用されます。

農地法第3条第2項第1号関係について、譲受人の農地保全に係る農機具の所有状況は問題なく、農作業従事者等の状況についても問題ないことから、すべてを効率的に利用し耕作を行う要件を満たすと考えます。

次に、農地法第3条第2項第4号関係については、譲受人が年間を通して農作業に従事しており、要件を満たしております。

また、農地法第3条第2項第5号関係について、今回の申請農地を含め、耕作する農地の合計面積が13,163㎡となり、下限面積である3反要件を満たしております。

最後に、農地法第3条第2項第7号関係については、譲受人の農地は田畑として利用し、周辺農地の農業上の利用には影響を及ぼさず耕作する予定ですので、農作業の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はありません。

場所は、7区野口集落付近の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

9番委員

移転後も家族で水稻を作付けされます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第10号議案3番について許可したいと思いますと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第10号議案3番は、全員一致で許可します。

次に、第10号議案4番について許可申請があったので、許可を求めます。
事務局から説明をお願いします。

事務局 第10号議案4番朗読

この件につきましては譲受人の経営規模拡大のため、所有権移転を申請するものです。移転後も畑として利用されます。

農地法第3条第2項第1号関係について、譲受人の農地保全に係る農機具の所有状況は問題なく、農作業従事者等の状況についても問題ないことから、すべてを効率的に利用し耕作を行う要件を満たすと考えます。

次に、農地法第3条第2項第4号関係については、譲受人が年間を通して農作業に従事しており、要件を満たしております。

また、農地法第3条第2項第5号関係について、今回の申請農地を含め、耕作する農地の合計面積が1,808㎡となり、下限面積である3反要件を満たしておりませんが、農地法施行令2条第3項関係について、権利の設定又は移転は、その位置、面積、形状等からみてこれに隣接する農地又は採草放牧地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地につき、当該隣接する農地を現に耕作の事業に供している者が権利を取得するものである、要件を満たしております。

最後に、農地法第3条第2項第7号関係については、譲受人の農地は畑として利用し、周辺農地の農業上の利用には影響を及ぼさず耕作する予定ですので、農作業の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はありません。

場所は、1区三ヶ敷集落付近にある圃場です。

議長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

2番委員

譲受人は農業用機械も所持され、問題ないと思われれます。

議長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第10号議案4番について許可したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長

第10号議案4番は、全員一致で許可します。

次に、第11号議案農地法第5条の規定による許可申請があったので、認定を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局 第11号議案1番朗読

この件につきましては、駐車場の拡張が必要となり、隣接する農地を転用するものです。転用する農地は2筆あり、面積は401㎡と136㎡です。隣接する農地の所有者からの同意書も添付され営農に支障を及ぼすことはないと考えます。

また、排水同意書も取られています。その他の候補地について検討されましたが、造成もほとんど発生しないので近隣の農業に及ぼす影響も軽微であると判断されて、この土地を選定されています。

今回の申請地の農地区分要件は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地区分要件「第2の1の(1)の力の(ア)」に該当し、許可区分については周辺の他の土地に立地すること困難であることから、許可基準「第2の1の(1)の力の(イ)」に該当すると考えております。

申請地は、1区三ヶ敷集落付近にある圃場です。

議長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

2番委員

駐車場の拡張が必要となり農地を転用されます。問題ないと思われれます。

議長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第11号議案1番について認定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長

第11号議案1番は、全員一致で決定します。

次に、第12号議案農業経営基盤強化促進の規定による申出があったので計画の決定を求めます。第12号議案1番について上程します。事務局から説明をお願いします。

また、1番委員に関する案件となりますので、審議の途中退室をお願いします。

1番委員退室

事務局 第12号議案1番は再設定のため朗読省略

1番につきましては、相手からの要望により賃貸借権を設定するものです。期間は5年です。賃借料1筆当たり水稻30kgです。場所は、2区黒目牛集落付近にある圃場です。

議長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

3番委員

問題ないと思われれます。

議長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第12号議案1番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長

第12号議案1番は、全員一致で決定します。

次に、第12号議案2番と3番は再設定ですので一括して上程します。事務局から説明をお願いします。

1番委員入室

事務局 第12号議案2番、3番再設定のため朗読省略

2番につきましては、相手からの要望により使用貸借権を設定するものです。期間は5年です。場所は、2区小林集落付近にある圃場です。

3番につきましては、相手からの要望により使用貸借権を設定するものです。期間は5年です。場所は、2区小松集落付近にある圃場です。

議長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

1番委員

農業用機械も所持されていますので問題ないと思われれます。

3 番委員

野菜を栽培され販売されています。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第 1 2 号議案 2 番、3 番について計画を決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第 1 2 号議案 2 番、3 番は、全員一致で決定します。

次に、報告第 6 号農地法第 1 8 条の規定による合意解約の届出がありましたので受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第 6 号 1 番朗読

この件につきましては、借人の要望による解約です。令和 2 年 3 月 1 9 日付けで受理通知書を送付しております。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

3 番委員

問題ないと思われます。

議 長

意見がないようですので、報告第 6 号を終わります。

次に、その他(1)盛土について、届出があったので認定を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局 その他説明

この件につきましては、耕作条件の改善のため約 1 5 cm 程度盛土するものです。隣接する農地所有者の同意書が添付されております。場所は 1 区園部共同乾燥場の北側付近の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

2番委員

土地改良をされ、野菜を栽培されます。

議 長

他に意見はありませんか。ないようでしたら、その他 盛土について認定される方の挙手を求めます。

全員挙手

議 長

その他 盛土については全員一致で認定します。

以上、本日の議題は終了しましたが、全体を通して何か意見はありませんか。

これで本日すべての審議が終了しましたので、これをもちまして、本日の農業委員会を閉会します。

令和2年4月1日

署名人

議 長

委 員

委 員